



## 労働基準監督署が行う臨検監督とは？ 臨検監督の流れと上申書の提出時期

資料作成：特定社会保険労務士/労働衛生コンサルタント 八木 直樹

### 目次

- 1. 労働基準監督署が行う臨検監督とは..... 2
- 2. 臨検監督の流れ..... 2
- 3. 是正勧告書・使用停止等命令書・指導票のちがいは..... 3
- 4. 臨検監督の重点項目..... 4
- 5. 是正報告書と上申書について..... 5

## 労働基準監督署が行う臨検監督とは？

### 臨検監督の流れと上申書の提出時期

#### ■ 1. 労働基準監督署が行う臨検監督とは

労働基準監督署の労働基準監督官は、労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法に基づき、労働者を使用している事業場（工場や事務所など）に強制的に立入る権限が認められており、法に定める労働条件や安全衛生の基準の遵守状況を点検し、法令違反が認められた場合には、是正勧告（行政指導）や使用停止等命令を行います。

このような行政上の立入調査が「臨検監督」であり、①労働基準監督署が主体的・計画的に対象事業場を選定して実施する場合、②労働災害の発生を契機として実施する場合、③労働者からの法令違反についての申告に基づき実施する場合があります。

#### ■ 2. 臨検監督の流れ（図参照）

臨検監督は、労働基準監督官が対象事業場を実地に訪問して実施する場合と労働基準監督署に来署を求めて実施する場合がありますが、前者では事前の予告が行われないこともあります。

臨検監督では、労働契約・労働時間管理・賃金計算などについて、労働条件通知書・出勤簿・有給休暇管理簿・賃金台帳等を点検するほか、工場などの労働現場にも立入り、機械・設備の安全装置・安全カバー・手すりなどの安全基準や作業環境・作業方法など労働衛生基準の遵守状況も確認します。

臨検監督の結果、労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法にかかる法違反が認められた場合には是正勧告書が、機械・設備の安全装置の不備などの法令違反の場合には使用停止命令書が交付され、是正期日までに法違反の状態を是正したうえで、是正報告書の提出が求められることとなります。

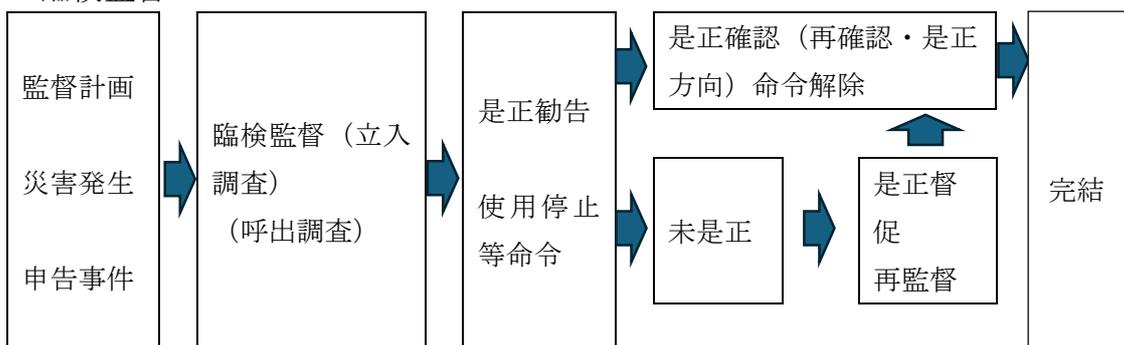
これに対し、是正期日までに法違反の状態を是正し、労働基準監督署に「是正報告書」を提出すればひとまず完結となりますが、法違反の状態を是

正せずに放置したり、是正期日までに「是正報告書」を提出しなかったりすると、是正督促や再度の臨検監督を受けることとなります。

また、労働基準監督官は刑事訴訟法上の司法警察職員にも指定されていますので、法違反を是正する意思がない、法違反の内容が悪質などと判断されると、刑事事件として捜査を受け、検察庁に送致される可能性もありますので注意が必要です。

図

臨検監督



### ■ 3. 是正勧告書・使用停止等命令書・指導票のちがいは

臨検監督の結果、労働基準監督官からは是正勧告書・使用停止等命令書・指導票が交付される場合がありますが、それぞれの文書の法律上の意味は以下のとおり異なります。

#### (是正勧告書)

労働基準監督官が、労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法違反の状態であると判断し、法違反の是正を求める行政指導の文書です。

行政指導は任意の協力による法違反の是正を求めるものであり、強制力はありませんが、さきに述べたとおり、法違反の状態を放置すると、刑事処分を受ける可能性もありますので、速やかに是正して報告する必要があります。

#### (使用停止等命令書)

機械・設備の安全装置・安全カバー・手すりの不備などにかかる労働安全衛生法違反の場合に、所轄労働基準監督署長名で交付される文書で、こちらは強制力のある行政処分の通知書です。

したがって、安全装置の不備による機械の使用停止命令であれば、労働基準監督官が法違反の是正を確認までの間は当該機械を使用することができず、安全カバー・手すりの不備などの変更命令（改善命令）の場合は速やかに取付け・設置する必要があります。

**(指導票)**

法令違反とまでは判断しないが改善が望まれる事項や法違反の是正に伴い必要な事項などが記載される文書です。

**■ 4. 臨検監督の重点項目**

臨検監督時の主な調査事項は以下のとおりです。

**(労務関係)**

- ・ 労働契約関係（労働条件通知書・就業規則）
- ・ 労働時間関係
  - 労働時間制度（就業規則・各種協定届）
  - 時間外・休日労働の実績（36 協定届・出勤簿等・賃金台帳）
  - 有給休暇の取得状況（有給休暇管理簿）
- ・ 賃金関係
  - 賃金の支払状況（賃金台帳・控除協定書・振込同意書）
  - 割増賃金の計算（賃金台帳・賃金規程）
  - 最低賃金（賃金台帳）
- ・ 就業規則の整備状況（就業規則・賃金規程・育児介護休業規程・ハラスメント防止規程など）
- ・ 法定帳簿（賃金台帳・労働者名簿）

**(安全衛生関係)**

- ・ 労働災害発生状況
- ・ 安全衛生管理体制
  - 安全管理者・衛生管理者・産業医等の選任と職務遂行状況（体制図・選任届・巡視記録等）
  - 安全衛生委員会の開催状況（議事録）
- ・ リスクアセスメント
- ・ 5 S などの安全衛生管理活動
- ・ 機械、設備の安全措置
  - 転倒・墜落災害の防止（安全通路・作業床・手すり）
  - 各種機械の安全措置
  - フォークリフト・クレーン・エレベーター・ボイラー（検査証・点検記録）
  - 危険物
  - 感電防止対策

- ・有害物による健康障害防止  
有機溶剤・特定化学物質・粉じん作業・電離放射線等  
(設備・作業環境測定・作業方法・健康診断)
- ・安全衛生教育の実施状況  
雇入れ時の安全衛生教育  
特別教育(教育実施記録)  
就業制限業務(免許・技能講習修了証)
- ・健康診断と事後措置  
一般定期健康診断  
特殊健康診断・じん肺健康診断  
医師からの意見聴取
- ・過重労働防止対策  
医師による面接指導制度

## ■ 5. 是正報告書と上申書について

是正勧告書・使用停止等命令書を交付された場合は、是正期日までの法違反の状態を是正し、改善報告書を提出することが原則ですが、是正期日までに是正できず、是正期日の延長を求める場合には、担当の労働基準監督官に対し「上申書」を提出してください。

「上申書」には、是正できなかつた理由と是正見込を記載しますが、たとえば、長時間労働にかかる労働基準法違反の是正勧告を受けている場合には、以下の項目を説明することが必要です。

- ① 労働時間の現状報告
- ② 長時間労働の原因分析
- ③ 長時間労働を解消するための具体的な方策の検討結果と進捗状況
- ④ 長時間労働者に対する健康障害防止措置の実施状況(医師の面接指導など)
- ⑤ 是正までのスケジュール

また、労働基準監督官の法令解釈・適用に疑義があり、行政指導に納得できない場合にも「上申書」を提出してください。

その場合には、当該法令解釈にかかる行政通達や判例を引用したうえで、事実関係に照らして疑義を説明し、行政判断の再考を求めることとなります。

**【著者プロフィール】八木 直樹（特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント）**

八木労務監査事務所所長

昭和 62 年から愛知・埼玉・栃木・千葉労働局及び労働基準監督署に勤務

この間、あらゆる業種・規模の 3,000 以上の事業場の労務管理、安全衛生管理、派遣労働者の受入、労働災害調査、労災補償等に関わる。

さまざまな労働者（外国人を含む）からの相談受付、労使紛争の解決についても 1,000 件以上を経験。

平成 18 年 千葉労働局 主任需給調整指導官（労働者派遣事業担当）

平成 20 年 千葉労働局 地方労災補償訟務官（国指定代理人・労災裁判担当）

平成 22 年 千葉労働局 地方監察監督官（監督指導業務の統括）

平成 24 年 銚子労働基準監督署長

平成 26 年 千葉労働局主任地方産業安全専門官（安全衛生管理・災害防止担当）

---

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局

---